

にも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第六項を削り、同条第七項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第九十条の十三中「平成二十七年四月三十日」を「平成三十年四月三十日」に改める。

第九十条の十四の見出し中「衝突被害軽減制動制御装置」を「車両安定性制御装置等」に改め、同条第一項中「(前二条の規定の適用があるものを除く。)」を削り、「衝突に対する安全性の向上を図るための装置」を「横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車両安定性

制御装置」という。)並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に、「平成二十四年五月一日(第一号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十五年四月一日)から平成二十七年四月三十日(同号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が二十二トンを超えるもの、第二号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十六年十月三十一日)まで」を「平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日(第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十八年十月三十一日)まで」に改め、「同項」の下に「(第九十条の十二第二項から第四項までの各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項)」を加え、「百分の五十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」に改め、「限る」の下に「。第三項第一号及び第二号において「乗合自動車等」という」を、「道路運送車両法」の下に「第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び同法」を加え、「制動装置に係る」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る」に改め、「(次号及び第三号に

において「制動装置保安基準」という。）を削り、「に適合する」を「（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合する」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下の」に改め、「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で財務省令で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下の」に改め、「（財務省令で定める牽引自動車に限る。）」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で財務省令で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に

係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

第九十条の十四第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第四号に掲げる検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備したものととして財務省令で定めるものについて平成二十八年十一月一日から平成三十年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

3 次に掲げる検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれか一方の装置を装備したものととして財務省令で定め

るものについて平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日（第五号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十八年十月三十一日）までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一 車両総重量が五トン以下の乗合自動車等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗合自動車等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれか一方の基準に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれか一方の基準に適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれか一方の基準に適合するもの

五 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれか一方の基準に適合するもの

第九十三条第一項第一号中「及び第三百三十六条第一項各号」を「、第三百三十六条第一項各号、第三百三十

七条の二第十二項及び第三百三十七條の三第十四項」に改める。

(税理士法の一部改正)

第九条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十三條の三第四項」を「第十條の三第二項」に改める。

第三十四條に次の一項を加える。

3 第一項に規定する税理士が数人ある場合において、同項に規定する申告書を提出した者がこれらの税理士のうちから代表する税理士を定めた場合として財務省令で定める場合に該当するときは、これらの税理士への同項の規定による通知は、当該代表する税理士に対してすれば足りる。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「課税資産の譲渡等」の下に「同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項各号に掲げる者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、当該各号に定める用途に供するために国内において行つた特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）については、消費税を免除する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十一条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国外財産に係る調書の提出等（第五条・第六条）」を「第三章 国外財産に係る調書

第三章の二 財産債務に係る

の提出等（第五条・第六条）

に改める。

調書の提出等（第六条の二・第六条の三）」

第一条中「及び国外にある資産」を「並びに財産及び債務」に改める。

第三条第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第七条第一項において同じ。）であつて財務省令で定めるものをいう。以下この項及び第四条の二第一項において同じ。）を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加える。

第四条の二第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加える。

第五条第一項中「その氏名」を「その者の氏名」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条の見出しを「（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）」に改め、同条第一項中「決定（以下この条）」の下に「及び第六条の三」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 財産債務に係る調書の提出等

(財産債務調書の提出)

第六条の二 次の各号に掲げる申告書を提出すべき者は、当該申告書に記載すべきその年分の所得税法第二十二條第二項に規定する総所得金額及び同條第三項に規定する山林所得金額の合計額が二千万円を超え、かつ、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が三億円以上の財産又はその価額の合計額が一億円以上の国外転出特例対象財産（同法第六十條の二第一項に規定する有価証券等並びに同條第二項に規定する未決済信用取引等及び同條第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいう。）を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）並びにその者が同日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した調書（以下「財産債務調書」という。）を、その年の翌年の三月十五日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までの間に当該財産債務調書を提出しないで死亡したときは、この限りでない。

一 所得税法第二百二十条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（同法第二百二十四条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に該当して提出すべきものを除く。）

二 所得税法第二百二十七条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書

2 第五条第一項の規定の適用がある場合における国外財産に係る財産債務調書に記載すべき事項（当該国外財産の価額を除く。）については、前項の規定にかかわらず、当該財産債務調書への記載を要しないものとする。

3 前項に定めるもののほか、財産の所在及び価額に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）

第六条の三 第六条第一項の規定は、財産（前条第二項の規定により財産債務調書への記載を要しない国外財産を除く。以下この項及び次項において同じ。）若しくは債務に関して生ずる所得で政令で定める

ものに対する所得税（次項において「財産債務に係る所得税」という。）又は財産に対する相続税に關し修正申告等があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、提出期限（前条第一項の提出期限をいう。次項において同じ。）内に税務署長に提出された財産債務調書に當該修正申告等の基因となる財産又は債務についての前条第一項の規定による記載があるときについて準用する。

2 第六条第二項の規定は、財産債務に係る所得税に關し修正申告等（死亡した者に係るものを除く。）があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、前条第一項の規定により税務署長に提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出された財産債務調書に記載すべき當該修正申告等の基因となる財産若しくは債務についての記載がないとき（財産債務調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）について準用する。

3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。
第七条第一項中「又は国外証券移管等調書を」を「若しくは国外証券移管等調書を」に、「為替取引又

は」を「為替取引若しくは」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同条第二項中「、国外財産調書」の下に「又は財産債務調書」を、「、当該国外財産調書」の下に「若しくは財産債務調書」を、「（当該国外財産調書」の下に「又は財産債務調書」を、「の国外財産」の下に「若しくは財産及び債務」を加え、同条第三項中「又は国外財産調書」を、「国外財産調書又は財産債務調書」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第十二条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第七号中「又は」を「、山林所得の金額又は」に改め、同条第三項第十二号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同項第十五号中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改め、同項第十六号を次のように改める。

十六 青色申告書 法人税法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。

第二条第三項第二十九号を削り、同項第三十号を同項第二十九号とし、同項第三十一号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十六号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項に次の一号を加える。

三十六 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

第十条の二第一項の表の第一号中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める。

第十条の二の三第一項及び第三項中「第二十六条」を「第三十六条」に改める。

第十条の三第一項中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三第二項中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

第十条の三の二第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三の二第二項中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

第十条の三の三第一項中「第二十七条」を「第三十七条」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額

は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三の三第二項中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

第十条の四第一項中「前三条の規定の適用がある場合」の下に「（これらの規定の適用を受ける年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四号に規定する青色申告書を提出する場合に限る。）」を加え、「の額として」を「調整前事業所得税額」に、「の額（一）を「調整前事業所得税額（一）に、「不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額」として」を「同条第三項に規定する事業所得等に係る所得税額」に、「第十条の五の三第四項」を「第十条の五の二第四項」に改め、「又は第十条第八項第五号」とあるのは「若しくは第十条第八項第五号」とを削る。

第十条の五第一項中「第六十四条又は第六十五条」を「第七十四条又は第七十五条」に改め、同条第三項中「第十条第八項第三号」を「第十条第六項第五号」に改め、「及び同法第十条の二」を削り、同条第六項を削る。

第十一条第一項中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する」を「中小事業者である」に改める。

第十一条の三の二中「第十一条の三の二」を「第十一条の三の三」に改め、同条を第十一条の三の三とする。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（福島再開投資等準備金）

第十一条の三の二 個人で福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、同条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下この条において「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）に係る積立期間（当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間として財務省令で定める期間をいう。第四項及び第十一項第二号において同じ。）内の日を含む各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用（第一号において「施設新設等費用」という。）の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分

の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された施設新設等費用の支出に充てられために積み立てる資金の総額として財務省令で定める金額（次号イにおいて「投資予定額」という。）の二分の一に相当する金額

二 当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 投資予定額

ロ その年の十二月三十一日における前年から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額に相当する金額

2 前項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人のその年の十二月三十一日における前年から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る同項第二号イに掲げる金額を超える場合には、その超える金額と当該福島再開投資等準備金の金額（その日までに第五項の規定により総収入金額に算入され

た、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項から第四項までの規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）とのうちいずれか少ない金額に相当する金額は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人が各年において次の各号に掲げる規定の適用を受ける場合には、その年の十二月三十一日における前年から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（その年において前項の規定により総収入金額に算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該各号に定める金額の合計額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第十条の二の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定機械装置等（以下この号及び次号において「特定機械装置等」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額から当該特定機械装置等の同項に規定する普通償却額を控除した金額の合計額